

西宮市障害福祉推進計画策定委員会（令和2年度第2回）議事要録

○日時

令和2年（2020年）11月13日（金）10時00分～12時00分

○場所

西宮市職員会館 3階 大ホール

○出席委員

北野会長、角野副会長、安東委員、大谷委員、佐藤委員、清水委員、庄司委員、関本委員、高田委員、谷口委員、西田委員、原委員、藤田委員、本田委員、増田委員、松本委員、三浦委員、室委員
計18名

○傍聴者

1名

○次第

1. 開会
2. 傍聴の許可
3. 議事
 - (1) 西宮市障害福祉推進計画の進捗状況について
 - (2) 西宮市障害福祉推進計画（素案）について
4. 閉会

○資料

- ・【資料1】西宮市障害福祉推進計画の進捗状況について
- ・【資料2】西宮市障害福祉推進計画（素案）
- ・参考資料 西宮市障害福祉推進計画策定委員会（令和2年度第1回）議事要録

○議事要録

会長

他市では、国の基本指針通りに計画を策定しているところもあれば、かなり独自性のあるところもあります。西宮市では徹底的に議論していきたいと思います。よろしくお願いします。

本日の議事は2つです。1つ目は現行の西宮市障害福祉推進計画の進捗状況で、2つ目は今回新しく作る西宮市障害福祉推進計画の素案です。まず1つ目の西宮市障害福祉推進計画の進捗状況について、事務局からの説明後、各委員からご意見をいただきたいと思います。

事務局

(西宮市障害福祉推進計画の進捗状況について説明)

会長

それでは、ご意見、ご質問等ありましたらお願いします。

委員

進捗状況について、所管課の評価が書かれていますが、この文章だけではどうしてできているまたはできていないと評価したのかが分かりづらいです。障害を持っている当事者として、これだけでできていると判断されているような状況にはないと感じています。

会長

明確な数値目標があるものは数値目標を達成すれば良い評価となるのですが、数値目標がないものに関してはどのように評価しているのかというご質問ですが、お答えできますか。

事務局

資料に書いてある目標が達成されているかという点で判断しています。数値で判断しているものもあれば、プロセスで評価しているものもあります。明確な基準というものはないです。所管課ではこのように考えたということで、4段階で評価していますが、これは違うのではないかとという点があればご指摘いただければと思います。

会長

評価の仕方については考えなくてはならない部分もありますが、よろしいでしょうか。

委員

はい。

委員

ご指摘があった点は以前の会でも指摘されていて、やはりおかしいと思います。目標が達成できたか否かで判断するのも分かりますが、やはり障害を持つ当事者の方がどう感じているか、一

般の第三者がどう感じているかで評価しなくてはいけないと思います。所管課評価としている時点で間違っているのではないかと思います。

会長

他の自治体で第三者委員会を作ったところがありますが、かなり大変で、所管課からかなり聴取しないとできません。委員も本気で勉強しないといけません。当事者団体とプロフェッショナルの方と連携してしっかりやらないとできませんので、今後どういう仕組みにするのか市と一緒に検討できればと思います。

委員

2点あります。1つ目は障害を理由とする差別の相談件数の推移が載せられていますが、どのような相談があったのか数字だけでは分かりませんのでお聞きしたいです。2つ目は安全と安心の確保に関わることで、先日、市内の障害者支援施設で新型コロナウイルス感染症の陽性反応が出た方がいて、施設が閉鎖されました。それを聞いたときに自法人の施設を開放するなどできることをやろうと考えましたが、逆に感染を拡大することになってしまうのではないかとも思い、躊躇してしまいました。応援できることは応援したいのですがどのようにすれば良いでしょうか。

会長

2つ目については、今後の展開ですので次の計画でどれだけ反映されているかしっかり見ていきたいと思います。1つ目について、事務局いかがですか。

事務局

資料がありますので、公開することは可能です。

会長

大事なことですので、全委員に提供願います。

委員

福祉施設の入所者の地域生活への移行について、移行した方の障害種別の内訳はどのようになっていますか。

事務局

正確な内訳の資料を本日持ち合わせていないのですが、ほとんどが療育手帳を持っている方になっています。

会長

それでは続いて、西宮市障害福祉推進計画の素案について説明をお願いします。

事務局

(西宮市障害福祉推進計画(素案)について説明)

会長

前回の委員会で意見のあった「西宮らしさ」やその他の意見についても反映されているか等の視点も踏まえ、ご意見をお願いします。

委員

前回の策定委員会のときに、福祉施設から一般就労への移行者数の目標値というのが西宮市の現状に合っていないのではないかというお話をさせていただきました。しごと部会でも意見交換会を開きました。そこでの意見としましては、目標値の設定に関しては、事業種別を問わず積極的な就労支援を行っているということが西宮スタンダードであり、今回、国が示した数値目標の根拠は不明ではあるけれども事業種別ごとの目標設定を国が指示してきたということは西宮スタンダードとその部分が一致しているという見解もありまして、数値を追い求めるだけではなく、西宮スタンダードの実践をしていくということのほうが大事だということで、数値目標は国の方針に合わせたものにして、それに取り組めるようにみんなで何をしなければならないのかということをしっかり考えていかななくてはいけないという結論になりました。もう1つ、就労定着支援事業についてもいろいろな問題が出てきたので、西宮市と取り組んでいかなければいけないことが出てきたと思います。意見交換会を含め、いろいろなことに取り組んでいこうと思っています。

会長

国の基本指針と西宮の取り組みが整合する部分もあり、基本的には国の方針も受け止めながら西宮らしさを出すということですね。

委員

就労と工賃の向上に関する支援の充実について、事業所で働いている当事者としてコロナの影響で工賃が下がっています。ここにコロナのことが書かれていないので記載すべきだと思います。

会長

コロナの影響で経営困難になっているところもあります。家族の負担が大きくなり家族が疲弊してしまっているなど他にもいろいろな問題が出てきています。これらコロナの問題に関して、各論で記載するのか、それともまとめて記載する方が良い場合もあります。検討をお願いします。

委員

指導監査によるサービスの質の担保という記載について、これは国の指針なので仕方がないとも思いますが、西宮らしさというのであれば権利擁護の視点からの質の評価や、児童の事業所でもガイドラインに沿った運営がされているかなど、虐待防止や療育の質にも触れたほうが良いと思います。監査は通常業務ですので質の担保について触れたほうが西宮らしさが出ると思います。

2点目は障害児の医療的ケアの実態についてです。西宮市でいわゆる医療的ケア児が保育所、幼

稚園にどれくらいいるのか実態把握ができていますか。通学保障、つまり親が送り迎えをしていて、親の体調が良ければ送り迎えができるが、親の体調が優れないときは送り迎えができず、親の状態により子供の教育権が左右されるということがないでしょうか。教育の権利擁護という点で本当に子供の教育権が保障されているかどのようにお考えでしょうか。また、西宮市の小学校に通う子供は長欠になると教育委員会に報告されていると思いますが、特別支援学校になると県立であるため、把握されていますか。西宮の子供で支援学校に在籍しているが、長欠あるいは強度行動障害で実際に通ってない、通えない子供がいる。そういった長欠児が、福祉に上がってくるときには重度の知的障害、強度行動障害であったりする。その前に漏れ落ちることがないように把握ができていますか。支援学校の1割は通学ができていない長欠になっている。どのような施策が考えられるか、通学や長欠などの問題に関して子供たちの権利を擁護していただきたいと思います。それと地域生活支援拠点の整備について、具体的に施策の方向性、特に緊急時にどういう仕組みで対応するのか、コロナも含めてですがお聞かせいただければと思います。

会長

指導監査によるサービスの質の担保について、指導監査はもともとされており、虐待についても監査や改善のチェックがされています。サービスの質の担保はとても大きなテーマです。権利擁護支援センターが先進的に作られた西宮らしさをどう出すかというご意見を求められました。それと、医療的ケア児で保育所、幼稚園等を希望した人が通えているのか、通学保障がされているのか、支援学校の長欠児のチェックの仕組み、サポートの仕組みをどう考えていくのか、また、地域生活支援拠点の展開についてどう考えているのかというご質問です。

事務局

公立の幼稚園については、看護師の配置をし、医療的ケア児を受け入れております。来年度も入園予定で今後も徐々に配置の体制を整えていきたいと考えています。県立の特別支援学校で長欠児童・生徒がたくさんいるということについて、県の教育委員会の管轄にはなりますが大切な西宮の生徒のことですので県立特別支援学校等との連携に努めて、把握していきたいと思います。

事務局

保育所については障害のあるなしにかかわらず、共に育つということを理念に保育を進めていますが、医療的ケアに関しましては現状整っていないところもございまして利用者はおりません。

会長

今のところ希望者がいなかったのか、希望されても支援が困難なのかどちらでしょうか。

事務局

希望された方もいらっしゃいましたが、施設のほうでも十分に受け入れる体制が整っていなかったというところがございます。

会長

是非改善できるようにご検討よろしく申し上げます。

事務局

医療的ケア児の受け入れについては課題として認識し、継続して検討しているところです。

事務局

地域生活支援拠点等については、現在自立支援協議会で検討委員会を立ち上げまして、主に緊急時の支援について協議をしているところです。現状の検証をしたところ、緊急時には事業所がボランティア的に支援していることがありました。そういった対応を制度化できないか、また、今ある制度で柔軟に対応できないかなどの意見をいただきまして、緊急時の支援、もしくは平常時から緊急が起こらないような支援について協議を重ねているところです。

会長

他の自治体では緊急時の対応マニュアルをつくって緊急時に必要な費用を一定担保するような制度を策定しているところもありますので参考にさせていただければと思います。

委員

計画策定の趣旨のところに「近年、障害のある人の高齢化と重度化が進む中で」とありますが重度化は進んでいるのですか。そうではなくて、表面化していると書いた方が良いのではないのでしょうか。また、権利擁護について「成年後見制度の利用促進を含めた権利擁護を推進する内容とします」と書いてあるのですが、西宮で権利擁護という言葉の定義をお聞かせください。

委員

西宮としては成年後見制度の利用ということだけではなく、むしろご本人の尊厳がきちっと守られる状況を作っていくということです。

委員

西宮市で当たり前で暮らしていくという権利のことですね。

委員

平たくいえばそういうことである。

委員

当たり前で暮らしていくために権利擁護を推進しますということでこの位置づけになっていると思っています。医療的ケア児の教育なども当たり前に行われるべき内容だと思うので、この権利擁護というのは非常に重たいものだと思います確認をさせていただきました。

次に重点的な取り組みの「取り組みの方向性」について、語尾が「努めます」や「図ります」や「進めます」となっていて、「努めます」だと努力していく、「進めます」だとやっていくという

意思表示だと思いますが、何か意図があるのですか。1番大きなところでは「相談支援体制の充実」について、身近な相談支援体制や包括的な相談支援体制が前回の議事録にもありますが、これをどう実態化していくのか、具体化していく必要があると思います。生活困窮や高齢者の相談支援、地域包括支援センター、地域性との融合なども計画に盛り込んでいく必要があると思います。西宮では相談支援については、基幹相談支援センターが北部と南部に1箇所ずつあり、計画相談や障害福祉サービスの事業所も基本的には相談支援をやっていると認識しています。これらの相談支援体制が、地域や他の分野と繋がっているのか考えて、地域性に応じた相談支援体制を再構築していく必要があると思います。身近な相談支援や包括的な相談支援についてはどのようにお考えですか。また、兵庫県の市町別の計画相談の実績をみると、多くの自治体はほぼ100%ですが、西宮市は約3,500件のうち約1,200件がセルフプランになっていて、障害児は約1,800件のうち929件がセルフになっています。セルフが悪いということではないですが、現状でも計画相談が届きにくい方がいらっしや、相談支援専門員の確保をどうしていくかということは今後も続いていく課題だと思っています。加えて今年からまた研修体制が変わり、初任者研修が8日間、現任研修が5日間の日数を要するため、相談支援専門員の代替、人員の確保をどうしていくかということにも触れていく必要があると思います。次に、訪問系サービスの実績と見込量について、今は依頼があれば何とか対応していますが、ヘルパーの人材確保が非常に難しくなってきていると実感しています。そこで例えば居宅介護の見込量を見ていきますと月あたりの利用時間が毎年300時間くらいずつ増加、利用者数が40人くらいずつ増加となっていますが、これは結構な量だと思います。ここに従事する人間をどう確保していくか、実態も見えにくい分議論もしにくいと思うのですが、明らかに確保がしにくい状況が訪れてきていると思います。人材確保については国の指針にも謳われているので、西宮市では人材育成とか人材の確保はやっていないのではないかなと思いつつ、このあたりもしっかり検討していく必要があるかなと思っています。

会長

若年の方が増えずに高齢の方が寿命を延ばしており、高齢化というのはそれなりにデータがあります。一方で重度化については、障害者手帳の等級の割合から計算して重度化が進んでいる形で統計が出ているのであればそれは1つの根拠になるのですが、そのように出ていないと思います。重度化しているかどうかは検討の余地があると思います。

2つ目は権利擁護についてです。西宮の場合、ともに学びともに働きともに遊びともに暮らすという市民生活が侵害されないよう、後見支援だけではなく権利擁護支援となっています。ただ後見支援も状況が変わってきています。今年の10月に最高裁、厚労省等が意思決定支援を踏まえた後見支援事務のガイドラインを出しました。これはかつてよりはるかに後見支援も意思決定支援を抜いてはならないということを明確に謳っています。後見支援というのは手段であって、まず意思決定支援を徹底してやっていく、それでもなお困難な場合は後見支援を使って、その後見支援ですら意思決定支援を抜いては行われぬということなので、これを西宮で謳っていくことは大事なテーマです。特に西宮は先進的なところですのでしっかりやっていただきたいです。

相談支援体制の充実について、身近な相談と包括的な相談は矛盾する概念です。身近なところで包括的な相談はできるはずがありません。身近なところでは特定の相談しかできません。一方で包括的というのは精神も知的も身体も難病も全て含めたもので身近とは言えません。地域に応

じた仕組みと西宮の包括的な全体的なビジョンをどのように進めていくか教えていただけますか。

居宅介護の見込量について、令和3～5年で、かなりの人数を集めないといけない、人材確保については大きなテーマで、コロナの影響で日本の経済が低迷しているため仕事をやめる人が出てきます。そうすると福祉の世界に人が流れ込んでくるというのがこれまでの一般的な流れだったのですが、最近はそうではありません。誘導政策をしっかりとやらなくてはいけない。ただ、誰でも良いというわけではないということも考えなければなりません。

最後に市町別の計画相談の実績について、神戸市と西宮市はセルフがかなり多いです。一方、尼崎市のようにセルフが0という市もあります。そうすると達成率が低いことになります。西宮はセルフについてもきっちりやっていると認識していますがご説明をお願いします。

委員

セルフがダメだということではなく、事業所でも今お受けできない方がたくさんいらっしゃいます。人材確保のことに繋がるのですが、相談支援専門員の人材をどう確保していくか、一定数セルフとなることにどう向き合っていくか丁寧に議論しなくてはいけないと思います。

事務局

包括的な相談体制についてどのように検討が進んでいるのかという点についてお答えします。身近な相談とそれを包括的に全市として支えていくという仕組みについて、素案でも図が記載されていますが、障害福祉推進計画の上に西宮市地域福祉計画があります。それぞれ身近な相談窓口、障害のある方が相談される窓口や高齢者のご相談をお受けする地域包括など、それぞれの充実というのはそれぞれの個別の計画の中で議論されていますが、それだけではなく生活困窮や障害のある方が障害のご相談だけではなく、色々な世代として問題を抱えているということもあります。よく制度の狭間とかいわれていますが、そういったことを断らず漏らさない仕組み作りを市として進めていきなさいと国からもいわれていますので、地域福祉計画の中で整備を進めていきたいと考えています。地域福祉計画については来年度が新しい計画の策定年度であり、西宮市としてどのような包括的な相談体制を作るのかという議論を始めておりますので、個別の計画の中に出ている意見を反映させて包括的な相談支援体制に取り組んでいくことを考えています。

会長

地域福祉計画ができた後、障害福祉推進計画の修正、展開はどう考えていますか。

事務局

地域福祉計画の計画期間は6年となっています。地域福祉計画の位置づけそのものが障害福祉推進計画や介護保険、高齢者福祉計画などの基盤となるような計画となっておりますので、どのような形でまたこの障害福祉推進計画へ反映させるかについてはこれからの議論になりますが、当然こういった個別の計画の中のご意見を反映させた計画に地域福祉計画がなるものと考えております。もちろん地域福祉計画ができましたら障害福祉推進計画や介護保険計画への反映は報告も含めてさせていただくことになろうかと考えております。

事務局

セルフプランが悪いわけではないとおっしゃっていただきましたが、我々もセルフプランをなくしてしまおうとは思っていません。ただ今一番問題なのは新規の方で受けたという方が受けられていないということで、計画相談を希望される方に対しては行き届くように市としてやっていかなくてはいけないと思っています。それと必要な人と必要でない人をどう見ていくのかということも課題と思っていますが、まず相談員の数が増えないとセルフが減っていかないと考えております。どのように必要な人に計画の作成をしていただけるようにできるかというところは考えていくところです。

事務局

障害の重度化については、我々も重度の方が増えてきているということをよくお聞きしますし、資料にも障害支援区分認定者の状況が載っていますが、区分5や区分6の方の比率が過去と比べて増えている状況にあります。

委員

区分の状況は当たり前支給決定を受ける人が増えてきたというイメージがあって、重度化という表現がこれで良いのか気になったので質問しました。地域で暮らす人が増えてきて、福祉サービスを使う人が増えて、要するに多様化しているという認識でいいのかなと思います。

委員

私たちが話し合ったことがどう反映されているかという話がありましたが、私たちが分かりやすく意見を言わなくてはいけないと反省しております。反映しようとする努力はしていただいていると思います。それと私がひっかかったのは「計画の基本目標」の「住み慣れた地域での暮らしの実現」というこの1丁目1番地という感じのところで、私は細かい点を理解しようとするより、ひっかからないで読めるかということ意識しているのですが、ここに違和感を覚えました。計画を読まれるのは、委員の皆さんのようにある程度の知識がある方ばかりではないと思いますので、権利擁護の体制強化や西宮らしさを盛り込んでいるのは良いのですが、もう少し工夫していただいた方が読みやすいと感じました。それから前回の会議で、西宮市障害を理由とする差別の解消及び誰もが暮らしやすいまちづくりの推進に関する条例の名称が長いため、愛称のようなものを考えたかどうかというご意見があったと思うのですが、恐らく皆さん、心の中で考えていると思うのですが、そういう慣れ親しめるようなものがあればいいかなと思っています。

会長

私たちが作るこの計画を多くの障害のある方とその関係者の方を含めてみんなのものにしていくために誰もが理解できる中身にするという大事なことをおっしゃってくださいました。できないこともできるようにするのが西宮らしい権利擁護支援の仕組みであるということを知りやすく伝えたいと思います。条例の愛称については、みんなで考えていくという土壌があるほうが良いですね。募集をするなど、アイデアがあればお願いします。

委員

おっしゃられたことは非常に重要だと思います。西宮らしさを謳うために、自己決定に基づき、希望する生き方・暮らしを実現できるよう、必要な支援・サービスにつなぐ本人中心の相談支援のより一層の充実、一人ひとりの尊厳が守られ安心して暮らしつづけられる権利擁護支援の体制強化に取り組めます。と明記していることは良いのですが、その後、また、障害のある・ないに関係なく〜と書いてあり、接合性がなくなってしまうといたしますか、「また」で繋ぐ問題ではないと思うのです。西宮らしい文言を入れたのに、もともとあった文章に繋いでしまっている。とにかく権利擁護支援と一人ひとりの尊厳を守ることの両立を図るのだという接合性が大切になってくるのではないのかなと思うのです。

ほかにも、差別解消の推進のところで、西宮流の共生社会の実現に向けた理解の促進のために条例ができたわけですね。その後、市民・事業者・地域団体等に対し、必要な啓発活動を行うなど、差別解消の仕組みづくりを進めますと書いてしまうと、啓発活動が差別解消の仕組みづくりだと思われる。そうではなくて必要な啓発活動、共生社会実現に向けた理解の促進を徹底的に行って、そのことをもって西宮から差別を解消する。あるいは、差別を解消していく仕組みを構築していくということでない、そこまで一歩踏み出さないと実効性がないと思います。

会長

きわめて大事な意見を頂きました。住み慣れた地域での暮らしの実現という大事なところで、「また」より前の部分をもっと膨らませて、「また」以降を次の自立・社会参加・自己実現に向けた支援の充実を持っていき、最初の項目では高々と西宮らしい思いを謳い上げるというふうにまとめてはどうかと思いました。差別解消のところは少し理解が追いつきませんでした。

委員

必要な啓発活動を行い、その上で差別解消、差別をなくすための仕組みを構築していきますという、段階を踏んで推進をしていきますということを具体的に書いたらどうかと思います。

会長

前向きに検討していただきますようお願いいたします。

委員

「重度化」は私も少し引かかったのですが、重度化が進むだけではなく、例えば障害者手帳所持者の推移で、多くなったとか少なくなったとか、そういった単純な数だけ問題にされると当事者からすると増加することが悪いことなのか減少することが良いことなのかと誤ってしまいました。障害を持って生まれてくるのはいけないのかなとか誤ってしまうので、表記の仕方や重度化を含め減少傾向にあるとか増加傾向にあるとかいうだけではなく、何かもう一つ言葉や文章としてのセンスが問われているのではないかと思います。それと、西宮らしさを追求するのであれば、国や県の動向だけではなく国際的な動きも見なくてはならないとします。SDGsについて、国連がこういうものを出したということは評価したいのですが、いかにもとってつけた感が否めません。SDGsを直訳すると持続可能な開発目標となるのですが、意味がわかりにくいので、これ

をやることでどういうメリットがあるのかということに記載してもらいたいと思います。

会長

おっしゃられたことはもっともで、各市町村の総合計画全てにSDGsが入っていて、各分野別計画にも配置するよう、国から指導されていると思います。でも委員が尋ねても職員も説明できない。ただ、入れろと言われたら入れざるを得ない。計画との関係で書かれている6つの項目がどこにどのように反映されているかということも含めて、形だけ入れていると思われないようにしないといけないと思います。

事務局

市の政策局から計画を作るときには必ず入れるように指示があったもので、政策局に確認しながら進めてまいります。

会長

せっかく国連が提唱しているので、活かせるような仕組みを検討していただきたいと思います。

委員

工賃の引き上げが難しいという話ですが、労働時間の短縮はやむを得ないので、できることは3つあると思うのです。

1つ目は西宮市が作った中間支援の仕組みであるジョブステーション西宮を活用することです。事業のストックがいっぱいあると思いますので可能性があると思います。

2つ目は西宮市が強い英断をされたと思うのですが、市役所前の駐輪場スペースでバザーが始まりました。福祉事業所のことがあまり知られていないこともあり市役所前でできるということは非常に手応えを感じております。そのときには市役所の職員の方々が、福祉系じゃない方々もいっぱいいらっしゃって、作業所はこんなことができるのかといういろいろな出合いができたので是非今後も継続をお願いしたいと思っています。

3つ目は、これは少し難しいのですが、事業所の開所時間が短縮されたので、原理的には支援スタッフは余力ができたことになります。そこで、週末に事業所を開放して利用されている方の利便性を引き上げることは原理的にはできるのです。ただそれは事業所の収入にならないのでやろうという事業所はほとんどないです。私どもはそれをやろうかなと考えています。

それと、西宮市はアイビーとジョブステーション西宮という就労に関わる中間支援の機関を2つつくっています。この計画の中にアイビーについては記載がありますが、ジョブステーション西宮は記載がありません。一般就労の相談支援機関としてアイビーが創立され、それから福祉的就労の工賃を引き上げる事業としてジョブステーション西宮が生まれているので、やはりジョブステーション西宮の記載は重点的な取り組みなどの該当箇所にあるべきと考えています。

会長

おっしゃるとおりアイビーの表記はありますが、ジョブステーション西宮については書いていない部分がありますので書き方を検討してください。時間あたりの収益率を上げていかないと工

賃が上がりませんので、どう展開していくかというイメージもあったほうが良いと思いますので
よろしくをお願いします。

委員

居住環境の整備・改善について、もう少し詳しく書いていただきたい。例えば重度の障害があ
って、親がその方の面倒を見ている場合、親がいなくなったとき、その住み慣れた住まいではな
くグループホーム等に行かなくてはいけないが、すぐにグループホームはなく、どうすれば今住
んでいる住まいで自己実現できるか、良い人生を送れるか考えてほしいと思います。

会長

おっしゃることはよくわかります。今住んでいる所、いわゆる住みなれた所に末永く住めるた
めの方策を今後検討していただきたいと思います。

委員

私も SDGs のイメージがつきにくいです。内容は障害計画にもマッチすると思うのですが、どの
ように活用するかということについては、どこの市の計画を拝見させていただいても思うところ
です。それと、計画を一生懸命作るのはどこの市もそうだと思うのですが、どの計画でも計画を
立てた後の進捗状況の確認や課題の洗い出し・改善が凄く大切だと思います。今回 1 つ目の議題
で推進計画の進捗状況で、新型コロナウイルスの影響が少し記載されているのですが、この新型
コロナに関しては大災害に匹敵するような多大な影響が事業所にも出ていますし、当然利用者
の方にも大きな支障が出ていますので、この 4 月以降にどれくらいの影響が出ているのか、いくつ
か例を挙げてお話いただけるのであればお聞かせいただきたいと思います。進む方向性は計画に
盛り込まれていると思うので、課題に対してどのようなことができるのか、どういうことをして
いけないといけないのかということが盛り込まれると良いと思います。またコロナについては当
面対策が続いていくと思います。そういう意味では令和 3 年度から令和 5 年度の計画なのですが、
現状の把握や見直しをどうするかという視点も大事だと思っています。

会長

大きなテーマをいただきました。進捗状況の管理について、評価の仕組みも含めてどうするか
ということ、あとコロナがどのような影響を及ぼすかということについて、現状を教えていただ
きたいですし、もう少し深掘りした記載があるのではということも含めてお話いただけますか。

事務局

コロナの状況を簡単に説明させていただきますと、阪神間でも陽性患者が急速に増えていて、
我々も危機感を覚えています。このまま拡大が続けば医療崩壊になるということで、現場として
は抑えにかかっています。特にクラスターが起らないような対策、経済活動もあるのですが今
はできるだけ自粛していただいて、感染対策をする。検査体制は充実してきており、早期に治療
薬を投与することによって重篤化が防げるというような事例もあります。しかし絶対的な対策は
ないのが現状です。今後の対策については、国から市町村にワクチンの接種体制をとるよう指示

が来ています。それに向けていろいろな課題も精査しながら調整をしているところです。

会長

ありがとうございました。他にございますか。

委員

一般企業もコロナで経営が苦しいですが、事業所にも何か支援はないのかと思います。また、地域に移行するという点についても、結局は親の負担になっていることが多いです。外国のように病院を作らなかったら、結局家族の負担になっているということです。ただハコモノさえあれば良いのではなく、人材不足や人材育成という話につながっていくのだと思います。

会長

最後に副会長でまとめをお願いします。

委員

新型コロナウイルスの影響は様々な場面であって、施設や病院では面会も難しくなっています。地域での支援体制もまだまだ不十分で、西宮市としても地域で暮らすということをさらに真摯に考えていく必要があると思っています。自立支援協議会の検討委員会でも、「緊急」だけでなく「日常」についてもどう考えていくかという議論が出ていますので、この策定委員会でも目標を持って進めていけたらと思っています。今回素案に対する意見が出て、あまり時間のない中で最終の案が出てくると思うのですが、今日いただいた意見については十分に反映していただきたいと思いますので、必要があれば個々の委員にヒアリング等していただいて計画に加えていただきたいと思います。新型コロナウイルスについては、市内の事業所でも感染拡大があって、行政と事業所で対応し、検証もしましたが、感染拡大の対応と個別支援の対応の両方をやっけていけないところが矛盾しています。感染拡大させないためには個別支援はなかなかしにくく、確かに感染拡大は防がないといけません。支援が必要な人を放っておくことはできません。今回の取り組み、たくさんの課題があったと思います。情報収集から情報の伝達の仕方、ニーズの把握、感染対策をしながらの支援、本来であれば無報酬になる部分にどう報酬を出していくか。これらの「緊急」をどう「日常」に落とし込んでいけるのか、苦しい中ではありますが良い機会と捉えて意識していければと思っていますので、引き続きご協力をお願いいたします。

事務局

本日も貴重なご意見をたくさんいただきましてどうもありがとうございました。今後の予定ですが本日いただいたご意見等を素案に反映させていただきまして、12月中旬から1月中旬にかけてパブリックコメントをさせていただきます。次回の策定委員会につきましては2月に開催を予定しております。

以上